

令和5年度

# 業 務 概 要

(令和4年度実績)



## 秋田県動物愛護センター

〒010-1211 秋田市雄和椿川字奥椿岱1番地

TEL 018-827-5051

FAX 018-886-5581

<https://www.pref.akita.lg.jp/pages/genre/13481>



目 次 （ 動物愛護センター業務の概要 ）

1 沿革 .....	1
2 組織構成図 .....	2
3 職員構成 .....	2
4 事務分掌 【参考1】所掌する法令、手数料 .....	3
5 業務内容と管轄区域 .....	4
6 施設の概略図（本所） .....	5
7 施設の概略図（分所） .....	6
表1 狂犬病予防業務等実施状況 .....	7
表2 犬の危害防止業務実施状況 .....	7
表3 犬に関する行政措置等 .....	7
【参考2】令和2年度狂犬病予防注射率管内実績 .....	8
表4 犬に関する苦情・被害の届出状況 .....	9
表5 犬による咬傷事故の実態調査状況 .....	10
表6 犬に関する相談受理状況 .....	11
表7 のしつけ方教室等実施状況 .....	12
表8 犬の譲渡実施状況 .....	12
表9 命を大切にすることを育む教室実施状況 .....	12
表10 猫に関する苦情相談の届出状況 .....	13
表11 猫の引取り申請状況 .....	13
表12 猫の譲渡実施状況 .....	13
表13 負傷猫の収容対応状況 .....	13
表14 処分施設の稼働状況 .....	14
表15 特定動物の許可事務 .....	14
表16 特定動物の飼養許可状況 .....	15
表17 動物取扱業登録状況 .....	16
表18 動物取扱責任者研修実施状況 .....	16
表19 特定動物及び動物取扱業の飼養施設監視指導状況 .....	17
【参考3】センター来場者 .....	18
【参考4】センター運営ボランティア登録者 .....	18
【参考5】センターへの寄付協力者 .....	18
【参考6】調査研究 .....	19



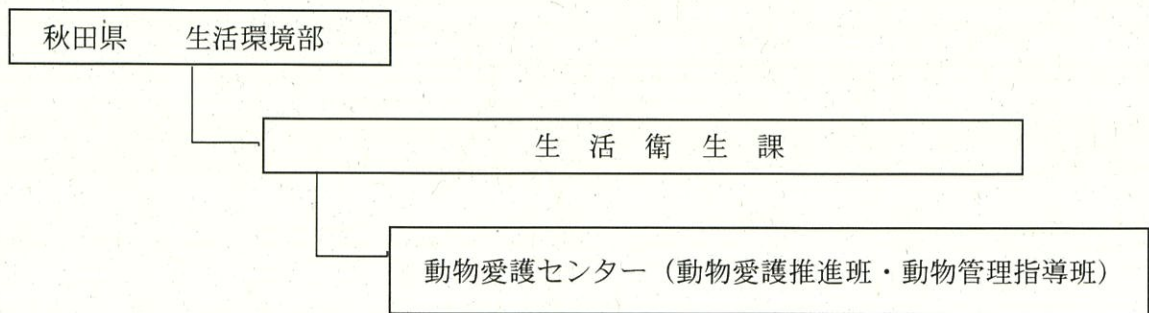
## 1 沿革

- 平成2年6月 動物管理センター施設竣工（秋田市浜田）、秋田県秋田保健所動物管理センターとして業務開始。全県の犬猫の処分、焼却を同センターで一括実施。
- 平成6年2月 飼い犬の適正飼養啓発のため「犬のしつけ教室」事業を開始。  
犬の適正飼養啓発事業で活躍するパートナー犬事業を開始。
- 平成6年6月 「子犬の譲渡」事業を同センター業務として実施。
- 平成8年4月 平成7年狂犬病予防法改正に伴い、飼い犬の登録が生涯一回に改正。
- 平成9年4月 生活環境部所管の秋田県動物管理センターとして独立公所化。管理担当と保護担当を設置。総務担当は秋田保健所が兼務。  
「秋田県動物の保護及び管理に関する条例」施行。（犬猫引取手数料1,000円/頭）  
「秋田県犬の危害防止条例」を廃止。  
犬の生体払い下げを廃止。  
秋田市が中核市として狂犬病予防法を所掌し、犬の捕獲・抑留業務を開始。
- 平成9年10月 同条例に基づく特定動物飼養許可及び動物取扱業の届出事務を開始。
- 平成10年4月 総務担当は生活環境部主管課が兼務。
- 平成11年12月 「動物の愛護及び管理に関する法律（以下「動愛法」。）」に改正。
- 平成12年4月 「狂犬病予防法」の一部改正により、犬の登録、注射事務が市町村の事務に移行。  
平成11年の動愛法改正に伴い秋田市が犬猫の引取り業務を所掌。
- 平成12年12月 「秋田県動物の愛護及び管理に関する条例（以下「動愛条例」）」に改正。
- 平成13年9月 パートナー犬の譲渡（「成犬の譲渡」事業）を開始。  
同センターから譲渡した子犬等の「譲渡犬同窓会」事業を開始。
- 平成15年3月 「あきた動物愛護管理基本構想」を策定。
- 平成18年3月 「猫の譲渡」事業を実施。
- 平成18年6月 「動愛法」が改正施行。「動愛条例」を一部改正し、「動愛法」に基づく特定動物の飼養許可等に変更するとともに、動物取扱業の登録事務を開始。
- 平成18年10月 「命を大切に作る心を育む教室」事業を開始。
- 平成19年4月 「秋田県動物愛護推進協議会」を設置。  
「秋田県動物愛護推進員」40名を委嘱。
- 平成20年2月 「秋田県動物愛護管理推進計画」を策定。
- 平成23年4月 東日本大震災に伴う県内避難者同伴犬猫の飼養等の支援対策を実施。
- 平成26年4月 犬猫引取手数料額改正（2,000円/頭）。
- 平成28年3月 「第2次秋田県動物愛護管理推進計画」を策定。  
「秋田県動物愛護センター（仮称）」整備計画を策定。
- 平成28年4月 「犬猫団体譲渡」及び「合同譲渡会」事業（県内の動物愛護団体との協働）を開始。
- 平成29年10月 動物愛護センター新設のための工事着手（秋田市雄和）。  
動物管理センター（分所）内飼養施設を改修。
- 平成31年4月 秋田県動物愛護センター開設（旧動物管理センターは分所活用）。
- 令和元年6月 同センターでの一般開放開始（譲渡対象犬猫の展示など）。
- 令和元年9月 第39回全国豊かな海づくり大会にご来県の天皇皇后両陛下が同センターご訪問。
- 令和2年6月 「動愛法」の一部を改正する法律施行。動物取扱業登録、特定動物許可要件の規定追加など。
- 令和4年3月 動愛法違反で飼い主が逮捕され、飼い主が飼養放棄した犬56頭を県が保護・収容。以後、同センターで飼養し、通常の犬の譲渡と並行して新たな飼い主への譲渡を開始。

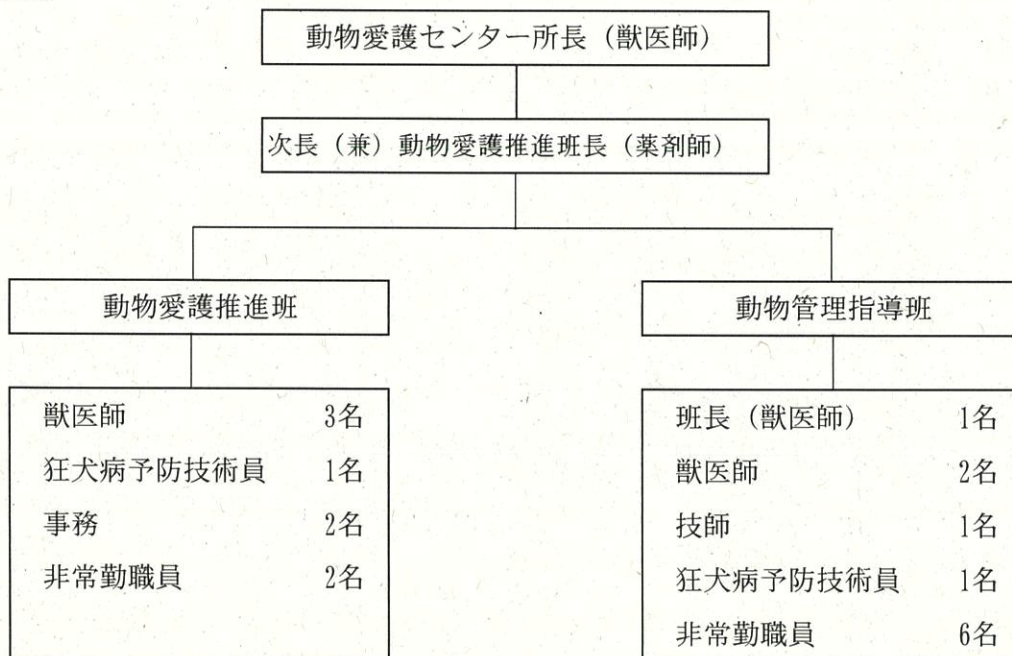


## 2 組織構成図

令和5年4月1日現在



## 3 職員構成





#### 4 事務分掌

所名	班名	分掌事務
動物愛護センター	動物愛護推進班	1 動物の愛護思想の普及啓発に関する事
		2 庁舎管理に関する事
		3 労働衛生に関する事
		4 関係機関との連絡調整に関する事
		5 動物由来感染症に関する事
		6 収容動物の飼養管理及び譲渡に関する事
	動物管理指導班	1 狂犬病予防に関する事
		2 犬の危害防止に関する事
		3 動物の飼い方相談及び適正飼養の普及啓発に関する事
		4 負傷動物の収容に関する事
		5 特定動物の飼養許可に関する事
		6 動物取扱業の登録に関する事

#### 【参考1】

##### ○所掌する法令

- 狂犬病予防法
- 動物の愛護及び管理に関する法律
- 秋田県動物の愛護及び管理に関する条例

##### ○手数料

種別	手数料額	根拠法令等
抑留犬返還手数料	1頭につき	5,000円
	加えて1頭当たり管理した日数1日につき	600円
第一種動物取扱業登録(更新)申請手数料	1件につき	15,000円
	3件以上につき(上限)	30,000円
特定動物飼養許可申請手数料	1件につき	15,000円
	3件以上につき(上限)	30,000円
特定動物飼養許可事項変更許可申請手数料	1件につき	10,000円
	3件以上につき(上限)	20,000円
犬猫引取り手数料	生後91日以上の犬又は猫1頭又は1匹につき	2,000円
	生後90日以内の犬又は猫10頭又は10匹につき	2,000円



## 5 業務内容と管轄区域

業務内容	管轄区域
1 犬の登録・狂犬病予防注射の推進	男鹿南秋地区
2 犬・猫等の適正飼養に関する啓発・指導	男鹿南秋地区
3 犬の危害防止に関する業務（捕獲、抑留、返還、措置）	男鹿南秋地区
4 飼い犬の引き取り	男鹿南秋地区
5 飼い猫等の引き取り	男鹿南秋、 由利本荘にかほ地区
6 犬・猫の処分（譲渡、安楽死処分等）	全県
7 犬・猫等の飼い方相談	全県
8 動物取扱業の登録、監視指導	全県
9 特定動物の飼養許可、監視指導	全県
10 動物愛護思想の普及啓発 （しつけ方教室、命を大切にする心を育む教室の開催等）	全県
11 県内の動物愛護団体等との事業提携 （合同譲渡会、災害時のペット同行避難訓練等）	全県

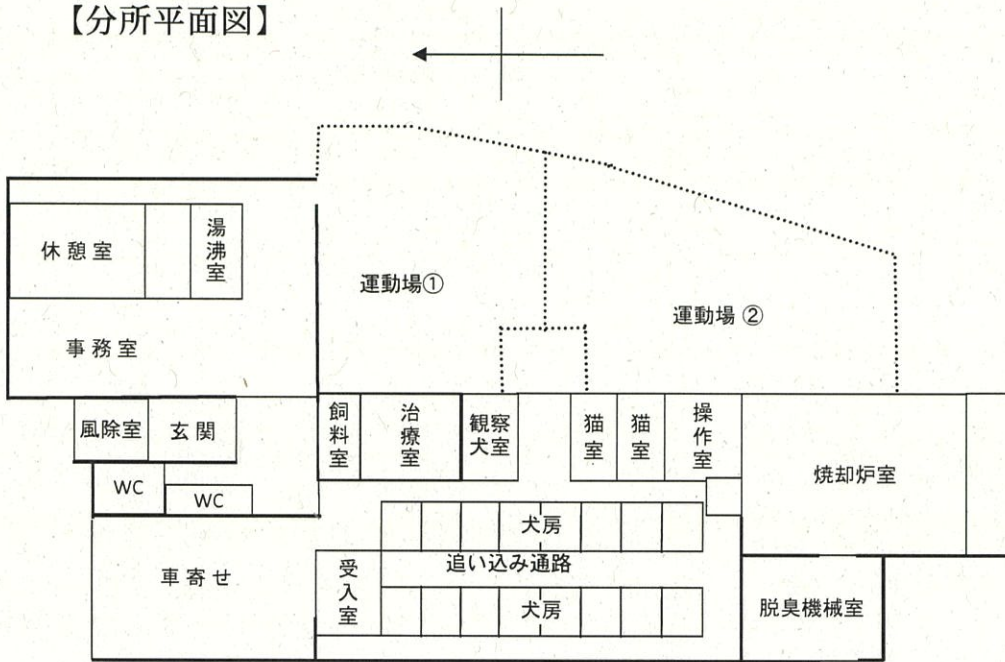






# 7 施設の概略図

【分所平面図】



○ 施設の概要

施設名 動物愛護センター分所  
 所在地 秋田市浜田字神坂160番地  
 敷地面積 2,928.46㎡  
 建物面積 本館 385.21㎡  
           車庫 54.00㎡  
 工期 着工 平成1年10月31日  
       完成 平成2年5月31日

配置図

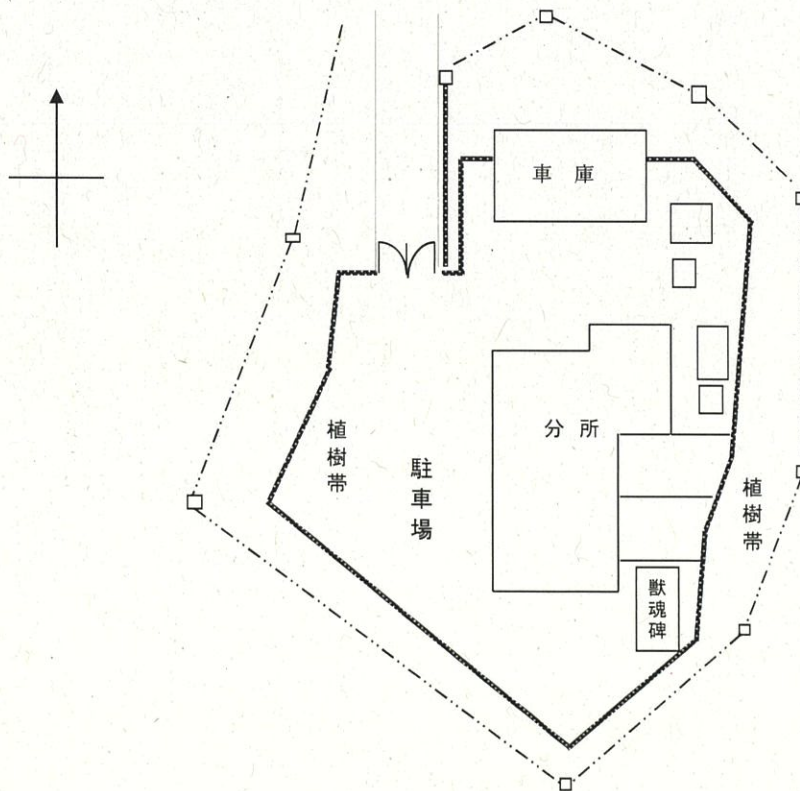




表1 狂犬病予防業務等実施状況

年度	登録状況										狂犬病予防注射状況				抑留犬飼養管理状況			
	登録頭数 (期間未 原簿総 数)	登録申請 頭数	鑑札再交 付数	死亡届出 件数	県外からの 移動 (引換え 交付)			犬の所在地変更届			所有者の 氏名・住 所変更 所変更	所有者の 変更届 数	集合注射 頭数	個別注射 頭数	小計	注射済票 の再交付 数	抑留犬管 理件数	飼養管理 延日数
					県外へ移 動	管内(県 内)から 移動	管外(県 内)へ 移動	管内の移 動	計									
令和4年度	2,981	151	4	329	19	4	45	21	23	112	7	2	1,645	535	2,180	2	4	13
令和3年度	3,118	204	7	340	18	3	25	25	4	75	10	9	1,742	553	2,295		3	21
令和2年度	3,239	191	1	394	14	5	23	14	2	58	5	10	1,749	637	2,386		1	6

令和5年3月31日現在

表2 犬の危害防止業務実施状況

年度	抑留状況										処分状況				
	センターにおける 捕獲頭数	センターにおける引き取り申請状況		センターにおける 動要法35 条第3項 の拾得		保健所か らの移送		センターにおける 飼い主返還		殺処分	譲渡	へい死	その他	合計	
		申請件数	生後91日 未満	生後91日 以上	計	生後91日 未満	生後91日 以上	計	負傷頭数						
令和4年度	10	2	12	1	1	1	59	82	4	2	31	55	5	100	
令和3年度	6		2	59	54	5	85	93	3		23	70		96	
令和2年度	14		4	2	2	2	109	129	1		51	81		133	

令和4年4月1日～令和5年3月31日

表3 犬に関する行政措置等

年度	行政措置等						業殺		
	勧告書	説諭	始末書	措置命令	告発	指示書	口頭注意	実施地区	頭数
令和4年度		1	6	1		2	4		
令和3年度			2	1		6			
令和2年度		1	3			4			

令和4年4月1日～令和5年3月31日



【参考2】 令和4年度 狂犬病予防注射率管内実績

	集合注射	個別注射	小計	登録頭数	注射率
男鹿市	460	174	634	974	65.1
潟上市	743	251	994	1,219	81.5
八郎潟町	85	35	120	179	67.0
五城目町	190	27	217	252	86.1
井川町	107	29	136	211	64.5
大潟村	60	19	79	146	54.1
管内合計	1,645	535	2,180	2,981	73.1



表4 犬に関する苦情・被害の届出状況

令和4年4月1日～令和5年3月31日

年度	被害苦情の届出件数	一般苦情					衛生上の苦情					被害						
		小計	野犬・放し飼い等	けい留の方法	なき声等	その他	小計	脱糞・排尿	悪臭	脱毛	その他	小計	飼い主・家族	咬傷を受けた者 それ以外	咬傷以外の被害を受けた者	家畜等の被害	農地・庭園の被害	その他
令和4年度	18	16	6		1	9	1	1				2	2					
令和3年度	18	16	13	1	1	1	1	1				6	3		1		1	1
令和2年度	21	16	5	1		10						5	2	2		1		

表5 犬による咬傷事故の実態調査

令和4年4月1日～令和5年3月31日

区	飼い主 登録 判明 未登録 飼い主不明	咬傷事故の件数		咬傷事故を起こした犬の頭数		被害者		咬傷事故被害者				咬傷事故発生時間				咬傷事故の発生時における犬の状況				咬傷事故の発生時に おける被害者の状況				咬傷事故の後 の犬の状況				咬傷事故の 発生場所																	
		男	女	男	女	男	女	小学生	中学生	その他	計	9時まで	9時以降12時まで	12時以降15時まで	15時以降18時まで	18時以降	犬舎等にけい留中	けい留して運動中	放し飼い	野犬・放浪犬	その他	犬に手を出した	けい留しようとした	配達・訪問等の際	通行中	遊戯中	その他	捕獲	引取り	飼養継続	逸走	その他	咬傷事故を起こした犬舎等周辺	公共の場所	その他										
		2	2	1	1	1	1	0	0	0	2	0	0	0	0	1	1	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2	0							

●「咬傷事故発生場所」欄の「公共の場所」とは、道路、公園、広場、キャンプ場、海水浴場、学校等をいう。



表6 犬に関する相談受理状況

令和4年4月1日～令和5年3月31日

	相談受理件数	計	引き取り申請等	引取り拒否、飼養継続等を 指導した件数（再掲）	法令関係・手続き等	飼い方・病気等	譲渡	紛失犬	保護犬	死亡犬	その他
令和4年度	231	231	20	6	16	24	124	16	3	3	25
令和3年度	329	335	32		9	21	207	11	7		48
令和2年度	51	54	2		3	11	7	19	6		6

表7 犬のしつけ方教室等実施状況

令和4年4月1日～令和5年3月31日

事 項	4年度計	内訳				3年度計	2年度計	
		しつけ方教室 ※1	譲渡犬同窓 会	譲渡講習 ・個別相談 ※2	出張講演 ※3			
令和4年度	回 数	60	3	1	56	0	71	88
	受講者(人)	177	36	57	84	0	294	337
	受講犬(頭)	111	30	25	56	0	75	152

※1:県内保健所・獣医師会などと連携し県内各地に出張し実施。

※2:センター地内で実施。

※3:県庁出前講座対応。

表8 犬の譲渡実施状況

令和4年4月1日～令和5年3月31日

事 項		4年度	3年度	2年度
犬の譲渡	子犬(頭数)	33	37	47
	成犬(頭数)	22	33	34
	計	55	70	81

表9 命を大切にすることを育む教室実施状況

令和4年4月1日～令和5年3月31日

事 項	4年度計	内訳			3年度計	2年度計
		小学校低学 年向け※1	小中高校生 向け※2	体験学習・ 視察等※3		
命を大切にす る心を育む教室	回 数	10	5	5	33	45
	受講者(人数)	531	496	35	801	1,974
	ボランティア(人数)	2	2	0	3	15
	ボランティア犬等 (頭数)	2	2	0	3	32

●「ボランティア人数(動物愛護推進員含む)」と「ボランティア犬等頭数(センター同伴犬ねこ含む)」は、延べ数。

●※1と※2は依頼のあった各学校等に出張(出前講座対応)し実施。

●※3は小中高校生の体験学習・視察受け入れ(センター地内での実施)などの実績を計上。



表10 猫に関する苦情相談の届出状況

令和4年4月1日～令和5年3月31日

計	引取相談				苦情										飼い方相談等								
	猫引取り申請	件継続等(再掲)※した	所有者不明猫收容	件継続等(再掲)※した	負傷・死亡猫收容	その他	小計	なき声	糞尿・悪臭等	家畜・ペット等の被害	農地・庭園等の被害	餌やり※	子猫の出産※	多頭飼育※	その他	小計	飼い方相談	紛失・保護相談	忌避・防除相談	里親希望・譲渡相談	餌やり※	多頭飼育※	その他
4年度	927	105	36	24	40	3	50	0	6	3	1	19	4	8	9	617	36	49	4	427	11	5	85
3年度	953	115	-	-	43	9	36	4	10	0	2	-	-	-	8	579	21	21	0	445	-	-	92
2年度	173	109	49	50	6	4	16	2	7	0	0	-	-	-	7	48	4	38	1	4	-	-	1

※令和4年度から追記した項目(令和2年度、3年度は集計なし)

表11 猫の引取り等の收容

令和4年4月1日～令和5年3月31日

事	項	4年度	3年度	2年度
引取り申請	おす	67	44	31
	めす	89	61	26
	匹数計	156	105	57
收容	生後90日以内	45	50	41
	小計	201	155	98
拾得等	生後91日以上(推定含む)	9	28	16
	生後90日以内(推定含む)	70	90	135
收容	負傷猫(年齢問わず・内数)	59	52	46
	小計	138	170	197
移送受理	生後91日以上(推定含む)	197	257	365
	生後90日以内(推定含む)	194	279	388
合計	小計	391	536	753
	合計	730	861	1048

(数字は頭数)

表12 猫の譲渡実施状況

令和4年4月1日～令和5年3月31日

事	項	4年度	3年度	2年度
猫の譲渡	子猫(匹数)	203	292	289
	成猫(匹数)	143	116	139
	計	346	408	428

表13 負傷猫の收容対応状況

令和4年4月1日～令和5年3月31日

事	項	4年度	3年度	2年度
負傷猫	受付・調査対応(件)	69	56	43
	收容数(匹数)	59	52	46

表14 処分施設の稼働状況

令和4年4月1日～令和5年3月31日

事 項		4年度	3年度	2年度
稼働日数		8	7	13
犬	県北部	23	21	33
	県中央部	10	2	13
	県南部	3	1	6
	頭数合計	36	24	52
秋田市からの依頼(犬頭数)		1	0	2
犬処分頭数計【全県】		37	24	54
猫	県北部	72	102	160
	県中央部	185	134	174
	県南部	138	183	296
	匹数合計	395	419	630
秋田市からの依頼(猫匹数)		64	61	127
猫処分匹数計【全県】		459	480	757

●県北部は大館・北秋田・能代保健所管内、県中央部は動物愛護センター・由利本荘保健所管内、県南部は大仙・横手・湯沢保健所管内分で、秋田市からの処分依頼と合わせてセンターに移送されている。

表15 特定動物の許可事務

令和4年度末現在の飼養許可事業所数 8 件  
 令和4年度末現在の飼養許可施設数 44施設

令和4年4月1日～令和5年3月31日

区分	事項	許可事項		届出変更	
		新規	変更	事項変更	廃止
許可申請 件数	事業所数	3	1	1	
	飼養施設数	5	1	2	
飼養許可 申請施設 の処分等	許可	5	1		
	許可保留				
	不許可				



表16 特定動物の飼養許可状況

令和5年3月31日現在

動物種		事業所数	許可施設数	頭(匹)数	許可頭(匹)数		
総計	計		44	222	615		
	哺乳綱	3	31	203	585		
	鳥綱	2	5	12	19		
	爬虫綱	4	8	7	11		
綱	目	科・属					
哺乳綱	霊長目	おながざる科	マカク属	1	1	106	150
			マンガベイ属				
			ヒビ属	1	1	1	1
			マンドリル属				
			グラダヒビ属				
			オナガザル属	1	2	4	12
			パタスモンキー属				
			コロブス属	1	2	5	12
			プロコロブス属				
		てながざる科	1	2	3	6	
	ひと科	オランウータン属					
		チンパンジー属	1	1	4	6	
		ゴリラ属					
	食肉目	いぬ科	イヌ属	1	5	4	15
			タテガミオオカミ属				
			ドール属				
			リカオン属				
		くま科	3	11	65	357	
		ねこ科	ヒョウ属	1	3	8	17
			ウンビョウ属				
	ピューマ属						
長鼻目	ぞう科	1	2	1	4		
奇蹄目	さい科						
偶蹄目	かば科						
	きりん科	キリン属	1	1	2	5	
	うし科	アフリカスイギュウ属					
バイソン属							
鳥綱	だちょう目	ひくいどり科	1	1	1	2	
	たか目	コンドル科					
		たか科	1	4	11	17	
爬虫綱	かめ目	かみつきがめ科	1	1	1	1	
	とかげ目	おおとかげ科					
		にしきへび科	2	3	3	3	
	ボア科	3	4	3	7		

表17 動物取扱業登録状況

令和4年度末現在の登録件数 557 件

令和4年度末現在の事業所数 367 件

令和4年4月1日～令和5年3月31日

		登録申請	登録更新	登録拒否	変更届出	廃止
種別	販売	17	32		23	20
	保管	17	40		25	14
	貸出し	2	8		4	5
	訓練	2	3		5	3
	展示	5	8		17	27
	競りあっせん					
	譲受動物飼養		1			
合計		43	92		74	69

表18 動物取扱責任者研修実施状況

令和2年4月1日～令和5年3月31日

	4年度	3年度	2年度
開催回数(回)	4	5	8
出席者数(人)	343	336	334
上記研修欠席者の個別研修(回・人)	2回・36人	書面研修1回・ 40人	2回・56人

※R2年度は新型コロナウイルス感染症対策として、1回における出席者数を抑えながら開催した。

※R3年度の個別研修は、新型コロナウイルス感染症の新規感染者数の増加により急遽中止し、代替として書面研修を行った。



表19 特定動物及び動物取扱業の飼養施設監視指導状況

令和4年4月1日～令和5年3月31日

特定動物											
施設数		立入検査件数			措置等			許可取消			
40		88			措置命令		その他				
動物取扱業											
	施設数	立入検査件数	業務停止		登録取消	21条			22条		
			一部	全部		勧告	命令	その他	勧告	命令	その他
種別	販売	82	97					11			4
	保管	57	61					1			4
	貸出し	16	18					1			1
	訓練	8	9								
	展示	37	45					4			4
	競りあっせん										
	譲受動物飼養										
合計		200	230					17			13

※「その他」は指示書交付数。なお、「販売」区分事業者には他に1件10条関係での交付あり。

### 【参考3】動物愛護センター来場者

(人)

事 項	令和 4年度	令和 3年度	令和 2年度
来場者数計	8,492	9,080	3,486

※来場者には、見学者、譲渡希望者、研修会・行事参加者、ボランティアなどを含まず。

### 【参考4】動物愛護センター運営ボランティア登録者

(人)

事 項		令和 4年度	令和 3年度	令和 2年度
登録者数計		43	41	52
活動 区分	I 飼育活動	24	36	41
	II 案内活動	19	29	30
	III 普及啓発	22	23	33
	IV ふれあい	16	16	26
	V 譲渡	6	6	7
	VI 預かり	9	15	12

※各年度登録者は各活動区分に重複登録あり

R2年度は前年度登録更新者と新規登録者の計

### 【参考5】動物愛護センターへの寄付協力者

(人)

事 項		令和 4年度	令和 3年度	令和 2年度
協力者数計		209	135	116
内容 内訳 (件)	フード・缶詰類	140	83	87
	タオル類	47	37	27
	トイレシート・猫砂	24	18	13
	飼育用具類	30	9	19
	ワクチン等獣医療品	0	0	2
	その他	3	2	0
	計	244	149	148

※協力者数計は延べ人数、内容内訳は重複件数



## 【参考6】調査研究

当センターの業務に係る統計資料や様々な課題をテーマに調査研究を行い、業務改善に資するとともに、職員の研さん、育成を図っている。成果は関係学会等に発表、投稿し、事業を周知している。(令和5年1月20日 秋田県保健環境業務研究発表会提出)

## 令和4年度動物取扱責任者研修会で実施した記述研修結果について

動物愛護センター ○平川真樹、宮野佳子、伊藤穰

### 1 はじめに

動物の愛護及び管理に関する法律（以下「法」。）に基づき当センターが毎年開催している動物取扱責任者（以下「責任者」。）研修会は、これまで動物取扱業登録事業者が取り組むべき法改正等に伴う設備基準や管理運営基準の改正内容に関することや、話題となっている動物感染症への対策に関することなどの講義形式で実施していた。しかし、法改正の内容は犬猫の飼養管理に関することが殆どであり、犬猫以外の動物を対象としている責任者にとっては自身の業務に関連が薄いとして、また高齢な責任者にとっては内容が十分理解できないなどとして、近年研修会への参加意識は低下する傾向にあり、新型コロナウイルス感染症罹患の懸念も背景に出席に消極的な責任者が増えてきている状況にある。

そこで今年度の同研修会の新たな試みとして、研修内容の充実や自身の施設での運営管理対応への改善や活用につなげてもらうため、動物取扱業登録事業施設に共通する飼養管理や施設管理など管理体制に関わる顧客からのクレーム発生を想定した課題選択と責任者自身が行うべき又は行った対応等について記載する記述研修（日程時間30分程度）を追加し実施することとした。

この記述研修で提出された記述内容から、法改正後の施設基準や管理運営基準への個別の対応状況や業種毎の傾向が再確認できた。また、管理体制が不十分な事業所に対する今後の監視指導等に参考となる情報が得られたので、その概要を報告する。

### 2 記述研修内容

(1) 記述研修で使用した提出用紙：別添1のとおり。

(2) 選択課題（クレームとなった原因の事例）

- ① 扱っている動物に病気（又は衰弱、骨折、奇形等）が見つかった。
- ② 飼養又は保管環境が不適正な状況（狭いケージ、過密、不衛生、暑さ）で動物がかわいそうだった。
- ③ 貴方の施設は不衛生だった、においもひどい。
- ④ 施設利用が不案内、又は購入などの際に手続きの不備があった、従業員教育がなっていない。



(3) 回答欄

- ・所属の施設名、市町村名、責任者氏名、主な業種区分を記載
- ・上記4つの選択課題の内から一つを選択
- ・回答の記載は想定したものか体験からのものかを選択
- ・お客さんに対して責任者としてどう対応したか
- ・事業主（オーナー）に対して責任者としてどう対応したか
- ・同僚、部下（スタッフ）に対して責任者としてどう対応したか
- ・その他関係者に対して責任者としてどう対応したか

(4) 提出された回答に対する当所の独自評価基準

○当所が期待する記述内容の割合で区分

評価基準内容		期待する字句等の記載例
◎	80～100%程度と判断した回答	管理体制、事実確認、記録の活用、マニュアル、報告、伝達、見直し、共有、周知、教育、研修、環境配慮、事後確認、管理に反映など
○	60～80%程度と判断した回答	上記の一部（記録の活用などの記載なし）
△	20～60%程度と判断した回答	謝罪や返金・交換など営業対応のみなど
×	0～20%程度と判断した回答	記載不足、課題への対応不誠実、参加意識希薄など

3 提出された回答内容の集計結果（別添2、3参照）

(1) 参加した責任者全員分のとりまとめ

- ア 例年どおり参加者の利便性に加え新型コロナウイルス感染症対策の密集回避を考慮し、県北、県南地区各1回と中央地区2回、さらにセンター会場での追加1回、計5回の研修会を開催。出席した責任者は合計363名であった。
- イ 363名の所属する施設設置地域別割合は、県北28.7%、中央（秋田市を含む）49.9%、県南21.5%であった。
- ウ 363名のうち、主たる業種区分に占める割合は、犬猫の販売（繁殖や販売を中心として、併せて保管、訓練、貸出しなどの業務を重複している事業所も含む）38.6%、犬猫の保管（トリミングやホテル等の預かりを中心としている事業所）36.6%のほか、秋田犬などの犬猫の展示6.9%、は虫類や小動物の展示5.2%、は虫類や小動物の販売4.7%、鳩の販売2.5%などであった。
- エ 363名のうち、85.1%の方（◎、○、△評価）は記述研修に真摯に取り組んでいただいていたが、14.9%の方（×評価）は課題への対応や記述が不十分であった。
- オ 363名のうち、記述研修のねらいであった責任者の果たす役割としてクレームへの対応、記録や情報共有などによる再発防止策への反映など事業所の運営



管理につながる記述があったのは19.8% (◎と○評価72名)であった。

65.3% (△評価237名)の多くの責任者は、想定又は体験したクレーム事例に対して顧客や事業主、スタッフ等への事後対処作業の記述に止まっていた。

カ 363名が課題とした4つのクレーム事例の選択割合は、①取り扱っている動物の病気等に関すること33.6%、②ケージの大きさなど飼養・保管設備等に関すること18.7%、③悪臭や掃除など施設の衛生状態等に関すること29.8%、④運営の案内や接客等に関すること15.7%であった。この課題選択をした方の殆どは想定としていたが、14.6%の方はこれまでの体験から選択したとの記載があった。なお、選択課題の記載無しが8名(2.2%)いた。

(2) (1)のうち記述内容の評価基準が「60%~100% (◎と○評価)の責任者72名分」のとりまとめ

ア 363名の出席者全体の集計結果と比較し、犬猫訓練、馬等訓練などの業種区分で構成割合が若干高かったものの鳩販売では低い傾向にあった。犬猫販売(34.7%)、犬猫保管(37.5%)などの業種区分には大きな差異はみられなかった。課題選択では④運営の案内や接客等に関することを選択した割合(25.0%)が高かった。なお、施設設置地域別では県北の責任者で割合が少なく、県南の責任者で割合が多い傾向があった。

イ 72名の責任者の記述内容には、管理帳簿、チェックシート等の記録、報告書作成、文書保管、情報開示、スタッフ共有、学習会開催や研修会参加などの教育指導、今後の対応に役立たせる、事業主への提案、管理体制の見直しなど事業所の管理運営の改善につながる記述があった。

(3) (1)のうち記述内容の評価基準が「0~20%程度 (×評価)の責任者54名分」のとりまとめ

ア 363名の出席者全体の集計結果と比較し、業種区分では犬猫販売の構成割合が66.7%(36名)と高かった。また、鳩販売でも高い傾向が、犬猫保管、犬猫展示、は虫類や哺乳類等の展示で低い傾向があった。課題選択では③悪臭や掃除など施設の衛生状態等に関することを選択した割合(35.2%)が高かった。

イ 施設設置地域別では県北の責任者で50.0%と高く、県南の責任者では7.4%と低かった。

ウ 54名の責任者の記述内容には、課題に対する対応の記載不足や幼稚な記載、課題への不満、他社批判など当研修への参加姿勢が不誠実なものや回答欄がほぼ白紙のものもあった。

(4) (1)のうち業種区分、「犬猫販売及び訓練に該当する責任者154名分」のとりまとめ

ア 363名の出席者全体の集計結果と比較し、顧客に対し直接飼い方や接し方を伝達する機会の多い業種ではあるものの記述内容の評価の低い傾向があった(×評価23.4%)。課題選択では①取り扱っている動物の病気や奇形などが見



つかった場合の課題を取り上げた割合が44.2%と高く、③悪臭や掃除など施設の衛生状態等に関することの選択は少なかった。また、クレーム事例として体験から記載したとする回答が18.2%と高い傾向がみられた。

イ 施設設置地域別では県北の責任者の割合が35.7%と高い傾向があった。

(5) (1)のうち業種区分、「鳩販売に該当する責任者9名分」のとりまとめ

ア 363名の出席者全体の集計結果と比較し、記述内容の評価が低い傾向があった。課題選択では①の対象動物の病気や遺伝的に弱い体質等が見つかった場合の事例を取り上げる割合が55.6%と高率であった。また③の衛生上のクレームを選択した割合も比較的高い傾向があった。なお、選択した事例は全て推定で記載したとする結果であった。

イ 施設設置地域別では県中央の責任者の割合が77.8%と高く、県北の責任者はいなかった。

(6) (1)のうち業種区分、「犬猫保管に該当する責任者133名分」のとりまとめ

ア 363名の出席者全体の集計結果と比較し、記述内容の評価傾向と大きな差異はなかった。課題選択では一定の顧客と反復的に接する機会が多い業種の特性からか、①の対象動物の病気等に関することは少なく、③の施設・設備の衛生状態等に関する事例を取り上げる割合が38.6%と高い傾向がみられた。またクレーム事例として体験から記載とする記述が7.6%と低い傾向がみられた。

イ 施設設置地域別で全体集計結果と大きな差異はみられなかった。

(7) (1)のうち業種区分、「犬猫展示に該当する責任者25名分」のとりまとめ

ア 363名の出席者全体の集計結果と比較し、記述内容の評価中20~60%程度と判断した回答(△評価)が80.0%と多かった。課題選択では顧客から動物の飼養管理状態が注目される機会が多い業種の特性からか、②のケージ等展示スペースの広さや状態、③の施設・設備の衛生等に関する事例を挙げた割合が高かった。またクレーム事例として体験から記載とする記述が20.0%と高い傾向がみられた。

イ 施設設置地域別では県北の責任者の割合が36.0%と高い傾向があった。なお、この責任者25名中17名は秋田犬の展示を行っている責任者であった。

(8) (1)のうち業種区分、「犬猫以外の哺乳類、は虫類、鳥類などの展示(動物園、水族館等を含む)に該当する責任者22名分」のとりまとめ

ア 363名の出席者全体の集計結果と比較し、記述内容の評価は著しく高いわけではないが、評価の低い記述の責任者は少ない傾向にあった。課題選択では②のケージ等展示スペースの広さや状態に関する事例を挙げた割合が高かった。またクレーム事例として体験から記載とする記述が31.8%と高い傾向がみられた。

イ 施設設置地域別では県南の責任者の割合が13.6%と低い傾向があった。



#### 4 考察及びまとめ

- (1) 従来の研修会では、法改正に基づく犬猫のケージサイズ等の飼養管理の規定、繁殖年齢や回数の制限、従事者数と飼養頭数の制限、管理帳簿の作成・保存等の新たな基準内容や定期的な飼養頭数報告などの説明や、管理体制構築の必要性などの伝達、及び近年話題となっている感染症とその対策などを中心として3時間程度の講義形式で実施していた。今回、新たな試みとして記述研修を追加したことで、参加者の85.1%が自身の選択した課題に真摯に向き合い対応していたことから、参加者の多くが有用と感じ研修参加の意識が高まったものと推察した。
- (2) 選択課題の記述の内容から、全参加者のうち19.8%は責任者としての責務を遂行できていることが確認できた。しかし、まだ14.9%の責任者は法の主旨に沿った管理運営が行われていないと思料される事業所があるという実態も明確になった。
- (3) 主な業種別区分での傾向として、
  - ・犬猫販売と訓練では、記述内容の評価が低い責任者が多く、特に長年繁殖営業を続けてきた事業所などでは法に基づく管理運営が十分できていない状況が推察され、継続的な現場監視や手続き等の指導を粘り強く続ける必要があると感じた。また、営業に際し対象動物の病気や奇形などの発生の関する苦情への対応に苦慮している責任者が多いことが伺えた。
  - ・犬猫保管では、日頃トリミングやペットホテルといった業態の特性から、施設の衛生上の苦情に対し関心が高いことが伺えた。
  - ・鳩販売では、レース鳩の繁殖などその営業の特殊性や専門性から法に基づく管理運営の適正な取組の必要性については認識が十分でない傾向があり、今後鳥類に関する研修内容や同業界に特化した研修日程を設けるなどの工夫が必要と感じた。
  - ・犬猫展示では、動物の健康や飼養管理状態について、特に暑さ寒さなどの環境影響、衛生上の対応、案内や情報の提供など多岐にわたる管理対応が求められることから、現場責任者の意見として本社や運営企画本部への理解と支援を求める記述も多くみられた。本業態には秋田犬の展示も含まれており、当所でも各展示会場での実態把握のため現場確認が必要と感じた。
  - ・犬猫以外の哺乳類や虫類、鳥類などの展示では、記述内容の評価が低くはないものの、マニアやリピーター、県外客などからの指摘の声が寄せられるなど管理体制の一層の徹底が求められるため、当所でも各動物種の特性について知識を深めつつ監視指導に当たる必要であると感じた。
- (4) 令和4年度これまで5回の研修会開催で363名から各事業所及び業種毎の管理運営状況に関する情報把握ができた。今後、これらの状況を踏まえ、法改正への対応について一層の改善を促していくと共に、引き続き本県の動物愛護推進や県民に対する適正飼養の啓発への協力を求めていくなど、日々の動物取扱業の指導等に活かしていきたい。また、1月下旬には未受講責任者21名を対象に6回目の研修会開催も計画しており、同記述研修も実施することとしている。引き続き、県内の責任者全員が参加し易い研修会の日程や内容を工夫していきたい。



<別添1>

R4年度動物取扱責任者研修会 記述研修 【開催月日： 月 日】

事業所施設名 \_\_\_\_\_ 事業所所在地（市町村名） \_\_\_\_\_

動物取扱責任者（出席者）氏名 \_\_\_\_\_

主な取扱動物種 \_\_\_\_\_ 取扱業種別 \_\_\_\_\_

<課題>

先日、貴施設を利用したとするお客さんから憤慨した様子で次の様なクレーム【下記①～④のうちから一つを選択してください】が寄せられ、早急に改善を求める内容でした。

あなたは責任者としてどのように対応しますか、又は対応しましたか。回答欄に箇条書きで列挙、記載してください。

※クレームとなった原因の事例【仮定事例又は経験事例として一つを選択してください。】

- ① 扱っている動物に病気（又は衰弱、骨折、奇形等）が見つかった。
- ② 飼養又は保管環境が不適正な状況（狭いケージ、過密、不衛生、暑さ）で動物がかわいそうだった。
- ③ 貴方の施設は不衛生だった、においもひどい。
- ④ 施設利用が不案内、又は購入などの際に手続きの不備があった、従業員教育がなっていない。

<回答欄>

(1) 選択したクレーム原因の番号 【 ① ② ③ ④ 】

(2) 対応 【 想定で記載、体験から記載 】

【お客さんに対して】

\_\_\_\_\_

\_\_\_\_\_

\_\_\_\_\_

\_\_\_\_\_

裏に続きます



<別添 1 >

【事業主（オーナー）に対して】

【同僚、部下（スタッフ）に対して】

【その他関係者に対して】



<別添2>

R4動物取扱責任者研修会記述研修提出状況まとめ (その1)

【表A】

	評価				主たる業種(区分)										課題選択				施設設置場所区分				
	◎	○	△	×	販売			保管			展示			訓練		選択番号				内体 験から 記載	東北	中央	東南
					犬猫	鳩	は虫 類他	犬猫	は虫 類他	犬猫	犬猫	馬	①	②	③	④							
																	犬猫	犬猫	犬猫				
責任者計(人) <5回の研修会 出席者数合計>	15	57	237	54	140	9	17	133	25	3	19	14	3	122	68	108	57	53	104	181	78		
比率(%)	4.1	15.7	65.3	14.9	38.6	2.5	4.7	36.6	6.9	0.8	5.2	3.9	0.8	33.6	18.7	29.8	15.7	14.6	28.7	49.9	21.5		
	85.1																						

※以下【表B、C】中の比率は【表A】と比較し 色 増加、 色 減少を示す

【表B】

363名中の◎と ○評価者計(人)	72	15	57	-	-	25	1	5	27	4	1	3	5	1	19	11	24	18	8	16	37	19
比率(%)	100	20.8	79.2	-	-	34.7	1.4	6.9	37.5	5.6	1.4	4.2	6.9	1.4	26.4	15.3	33.3	25	11.1	22.2	51.4	26.4

【表C】

363名中の×評 価者(人)	54	-	-	-	54	36	2	0	12	1	1	1	0	1	15	8	19	5	10	27	23	4
比率(%)	100	-	-	-	100	66.7	3.7	0	22.2	1.9	1.9	1.9	0	1.9	27.8	14.8	35.2	9.3	18.5	50	42.6	7.4



<別添3>

R4動物取扱責任者研修会記述研修提出状況まとめ (その2)

【表A】

	評価				課題選択				施設設置場所区分		
	◎	○	△	×	選択番号				県北	県中央	県南
					①	②	③	④			
責任者計(人)	15	57	237	54	122	68	108	57	104	181	78
<5回の研修会出席者数合計>	363										
比率(%)	4.1	15.7	65.3	14.9	33.6	18.7	29.8	15.7	28.7	49.9	21.5

※以下の表中各区分の比率は【表A】と比較し 色 増加、 色 減少を示す

【表D】

主たる業種(区分)抜粋	施設設置場所区分											
	◎	○	△	×	①	②	③	④	内体験から記載	県北	県中央	県南
犬猫販売・訓練(人)	8	22	88	36	68	21	32	30	28	55	68	31
比率(%)	5.2	14.3	57.1	23.4	44.2	13.6	20.8	19.5	18.2	35.7	44.2	20.1
鳩販売(人)	0	1	6	2	5	0	3	0	0	0	7	2
比率(%)	0	11.1	66.7	22.2	55.6	0	33.3	0	0	0	77.8	22.2
犬猫保管(人)	6	21	94	12	31	28	51	19	10	33	70	30
比率(%)	4.5	15.9	70.6	9.1	23.5	21.2	38.6	14.4	7.6	25	52.6	22.7
犬猫展示(人) <秋田犬展示17含む>	0	4	20	1	3	10	11	1	5	9	11	5
比率(%)	0	16	80	4	12	40	44	4	20	36	44	20
犬猫以外のほ乳類、は虫類、鳥類の展示(人) <動物園等含む>	1	3	16	2	6	6	6	3	7	6	13	3
比率(%)	4.5	13.6	72.7	9.1	27.3	27.3	27.3	13.6	31.8	27.3	59.1	13.6